

人事労務レポート

今回のテーマ

労災保険のしくみ 2

< 実務上問題となるケース >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5

金子ビル 401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

前号で労災保険をテーマに取り上げ、業務災害と通勤災害の基本事項、役員の特加加入、頻りに寄せられる相談内容等を解説しました。今回も前回に引き続き労災保険を取り上げ、「こんなとき労災保険の扱いはどうなるか」また「手続きはどうすればよいのか」という点にスポットを当て、ケース別に解説していきたいと思えます。

1. 腰痛でも労災は使えるか？

業務災害と認められるためには、業務と傷病との間に一定の因果関係が必要となります。この腰痛の取り扱いに関して行政通達による認定基準では、業務上の腰痛を災害性のものと非災害性のものとで2つに分けています。

災害性の腰痛とは、原因が転倒や衝突等のアクシデントや、予想外の重量の物品を持ち上げたりした際に腰を痛めたといった突発的に発生したものを指します。これは業務中ですと業務災害と認められる可能性が高いと思えます。

一方、このような突発的な負傷によらない腰痛を非災害性の腰痛といいますが、これは重量物を取り扱う業務または腰部に過度の負担のかかる姿勢で作業を行い発症したケースを指します。「おおむね 30kg 以上の重量物を労働時間の3分の1程度以上、またはおおむね 20kg 以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う業務」などといった基準があり、不自然な姿勢で一定時間継続して作業を行うといった事情が求められます。普通に勤務し持病の腰痛がじわじわ悪化した場合は、労災申請は難しいといえます。

2. 直行の際の事故は業務災害か通勤災害か？

労災保険法では、通勤を「住居と就業の場所との間の往復」と定義しています。担当区域内の会社を受け持って自宅との間を往復するのが常態となっている外勤業務は別ですが、顧客先に寄ってから会社に行くといった通常の直行のケースですと、その間に起きた事故は業務災害として扱われます。出張についても同じ考え方です。

業務災害では、通勤災害と異なり、休業補償給付の待機期間について休業補償義務が生じ、解雇も制限されます。

3. 通勤途中の寄り道はどこまで認められるか？

通勤途中に本来の経路を外れて寄り道をした場合には、それ以降発生した事故等は通勤災害とはなりません。厚生労働省令で定める日常生活上必要な行為に該当するものを最小限度に行う場合であれば、本来の経路に戻った後は「通勤」として扱われます。

【厚生労働省令で定める日常生活上必要な行為】

日用品の購入その他これに準ずる行為

帰り道惣菜を購入する、独身者が食堂に立ち寄る等

(食事を作ってもらえない既婚者も入れてほしいですね。)

大学院や職業訓練校等の教育訓練を受ける行為
選挙権の行使

病院等で治療を受ける行為

帰り道に本屋や美容室等に寄ることも の行為に該当しますが、所要時間が2、3時間を超えるといったことになると最小限度の行為とはみなされないおそれがあります。

4. 請負社員が業務中に負傷した場合は？

労災保険は労働者の業務上または通勤途中の災害をカバーする保険ですので、労働契約関係にない請負社員は労災保険の対象とはなりません。しかしながら、契約は請負といっても実態は労働者性が強く認められる場合には、労災保険による保険給付が行われることとなります。

業務遂行方法や労働時間に関する指示管理、業務指示の諾否の自由、就業場所の拘束性等が問われます。

5. 労災指定外の病院で治療を受けた場合は？

近くに労災指定病院がなく、指定外の病院で緊急の手当を受けた場合は、いったん全額自己負担で治療を受け、後日その領収書とともに療養の費用請求書を労基署へ提出し還付を受けることとなります。

6. 労働者の不注意による事故でも申請できるか？

作業中によそ見をしていて手を切ったり、転んで足をけがしたりといった際に、明らかに本人の不注意による事故であっても、業務中、通勤途中であれば基本的に労災の保険給付を受けることができます。労災保険法上では、労働者が故意や重大な過失により事故を生じさせた場合に支給制限がかかりますが、これは法令に違反するような行為を指しますので、不注意レベルであれば問題となりません。業務中や通勤途中にけがをした場合は、どんなに小さいものでも必ず当方までご連絡ください。

今月の主な労務関連手続き

・労働保険料の納付(第2期分、9月30日まで)

・9月分社会保険料の変更(算定、厚生年金料率改定)

コラム

平成20年10月19日より東京都の最低賃金は1時間あたり766円になります。今までの739円から一気に27円も上がります。解散総選挙が間近と言われていますが、民主党は最低賃金を全国平均で1,000円程度にまで引き上げる政策を打ち出しています。政権交代が実際に行われたら、最低賃金を本当に1,000円まで上げるのでしょうか。アルバイトの多い飲食業や小売業などは大丈夫なのでしょうか…。後期高齢者制度や年金問題等もありますが、こちらも目が離せません。